

第63回大阪市大規模小売店舗立地審議会

平成28年1月28日(木)

大阪産業創造館 11階会議室

開会 午後2時00分

○事務局 お待たせいたしました。ただいまから、大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

委員の皆様方には、何かとお忙しい中、当審議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。私、本日の司会を務めます、経済戦略局地域産業課担当係長の千葉でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本審議会の委員数は9名でございますが、現在6名の御出席がございますので、審議会規則第7条第2項の規定により、本審議会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

本日の審議会は、大店立地法に基づき届け出がありました新設案件1件及び変更案件1件について御審議をお願いいたします。

なお、配付資料についてですが、会議次第、配席図、委員名簿、大阪市意見（案）についての4種類、加えて傍聴の方には、傍聴の際の注意事項、大規模小売店舗出店のルール及び審議会案件に係る届け出要約書を配付させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

傍聴の皆様には、先にお配りしています注意事項に従い、円滑な審議会の運営に御協力くださいますようお願い申し上げます。携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定するなど審議の妨げにならないよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、向山会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○向山会長 皆さんこんにちは。今週前半めっちゃ寒かったんですけど、きょうちょっとおくれまいと思って、早足で歩くと汗ばむぐらいの温度ですから何か変な、上がったたり下がったりしてインフルエンザもはやってるようですけど皆さん気をつけて頑張りましょう。

早速ですが、きょうは新設案件1件、変更案件1件でございます。早速ですけれども議事を進めさせていただきたいと思えます。

それでは、まず最初にきょうの審議事項の最初です。（仮称）ライフ久太郎町店の新設に関する届け出内容等についての説明を事務局からお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○事務局 商業立地担当課長の西田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、（仮称）ライフ久太郎町店の新設につきまして御説明をさせていただきます。

本件は、中央区久太郎町1丁目31番2 外1筆、大阪市営地下鉄中央線の堺筋本町駅から130メートルのところへスーパーマーケットを新設するとして届け出があったものでございます。

店舗面積は、2,261平方メートルで、設置者及び小売業を行う者は株式会社ライフコーポレーションとなっております。

用途地域は商業地域、平成27年6月25日に届け出があり、新設予定日は平成28年2月26日となっております。

敷地周辺の写真といたしまして、まず、計画地北西側の写真です。

次に、計画地北側道路で東方向を写したものになります。

次に、計画地西側道路で、南方向の写真です。

次に、計画地南側道路で、西方向の写真です。

次に、計画地東側道路で、北方向の写真となります。

次に、施設の配置に関する事項につきまして、各施設の場所を平面図で御説明いたします。

駐車場は、建物屋上に19台設置されております。なお、別途従業員用として1台設置されております。自動二輪車用については建物1階北側に2台設置されております。駐輪場は、建物1階北側に84台設置されており、うち原付用は9台となっております。荷さばき施設は、建物屋上に75平方メートル、廃棄物等保管施設は、建物3階南側に保管容量13立方メートル設置されております。以上、施設配置に関し、まとめたものとなります。

次に、施設の運営方法に関する事項について、御説明を申し上げます。

小売店舗の開閉店時刻ですが、午前7時から翌午前2時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は、午前6時30分から翌午前2時30分までとなっております。駐車場の出入口は、敷地南東側に出入口が1カ所設けられております。荷さばきを行うことができる時間帯は、午前6時から午後9時までとなっております。

駐車場の出入口周辺の状況といたしまして、敷地南東側の出入口付近の写真です。西行き一方通行のため、右折イン、右折アウトとなっております。3階の駐車場まではスロープを利用することとなっております。

次に、届出書の添付書類の概要について、御説明申し上げます。

建物は地上3階建てとなっております。店舗面積は1階に1,139平方メートル、2階に1,088平方メートル、3階に34平方メートルの、合計2,261平方メートルとなっております。

主として販売する物品は、食料品、生活雑貨品等でございます。

駐車場における必要駐車台数についてですが、当該店舗における各値から、指針に基づく必要駐車台数を求めますと19台となっております。これに対し、設置台数は19台となっており、指針の必要駐車台数を満たしております。また、来客の自動車の来退店経路はごらんのとおりとなっております。

続いて、騒音関係について申し上げます。騒音発生源となる施設設備の稼働時間については、ごらんのとおりとなっております。発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は店舗周囲4方向5地点に予測地点を設定しており、各地点の周辺写真はごらんのとおりとなっております。

まず北側の予測地点A。

次に、東側の予測地点B。

次に、南側の予測地点C。

同じく、南側の予測地点D。

次に、西側の予想地点E。

最後に、西側の予測地点E'となっております。

各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果、及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果はそれぞれ環境基準を満たしております。また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、規則基準

を満たす結果となっております。

続いて、廃棄物関係でございますが、指針による廃棄物等の必要保管容量10.9立方メートルに対しまして、13.0立方メートルと、十分な保管容量を確保しております。

最後に、本届け出に関する縦覧、住民等意見書の受け付け状況、及び本市意見案の検討状況について御説明をいたします。

届出書の縦覧及び住民等意見書の受け付けにつきまして、平成27年7月17日から平成27年11月17日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

なお、本届け出に関し、本市関係局等で構成します大規模小売店舗立地法連絡会議において、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元の別紙資料のとおり、市意見案につきましては「意見なし」との取りまとめを行っておりますが付帯意見案といたしまして、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。

当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のため指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。

騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施に当たっては、周辺の生活環境の悪化防止等により一層の配慮を行うことが望ましい。

来客による自転車が近隣の道路上に放置されることを抑制する観点から、駐輪場の利用の効率性を高めるとともに、駐輪場の適切な管理を行うこととの取りまとめを行っているところでございます。

以上で説明を終わります。

○向山会長 ありがとうございます。それでは、皆様方からの御意見、御質問等受けたいと思います。どなたからでも、どうぞよろしく申し上げます。

○檜谷委員 よろしいですか。最後の付帯意見とも関係しますが、このスーパーの周辺地域には商業施設がたくさんありますね。ですので、もしここに駐輪場があって、またそれが置きやすい場所だったとすると、このスーパーに行くためだけではなくて、いろいろな方がそこをお使いになるかもしれません。それで自転車が路上にあふれ出すということも懸念されるのではないのでしょうか。最後の付帯意見にもありますが、駐輪場を適切に管理することが結構、大事だろうと思いました。今回の駐輪場は全部平面式ということで、その点はたいへん評価されるのですが、平面式だけに使い勝手がよいので、大勢の方が使われるのではないかと予想します。その点では、路上にあふれでないよう、管理していただくことが大事かと思えます。以上です。

○向山会長 この周辺はやっぱり現状でも駐輪の違法駐輪、はみ出しとか問題がある地域なんですか。

○事務局 中央区はかなり対策等もされてますので、昔と比較したらあきませんが昔と

比べたらかなりよくなってると思います。ただ、今先生御指摘のように駅にやっぱり近いので、もともと近隣に商業系の施設もありますし会社関係もやっぱりありますんで、そういうところはきちんと管理するようにだけ。場所柄もやっぱりありますんで、また設置者のほうに申しておきたいと思ってます。

○向山会長 はい。

○佐藤委員 このエリアは商業地域ということですし、住民意見も出されていないということですので、私は法律の立場から何も申し上げることはないんですが、確認的に御専門の先生にお聞きしておきたいと思いたのですが、こういう場所ですので交通の問題と騒音の問題、この2つが一番のポイントかなと思いたして。御専門の先生方としては、特に問題がないという御見立てであれば異存はございませんので、その辺お願いします。

○若井委員 交通関係の立場で申し上げます。計画地の周辺は、かなり狭小な道路が格子状になっていますので、出会いがしらの衝突が懸念されます。幸いなことに一方通行になっていますので、その点はかなり緩和されるかと思いたいます。出入口が南の区画の真ん中ぐらいにありますため、入り口を探すのにちゅうちょされ、渋滞が懸念されます。具体的には、警備員の方を置かれるとか、そんなことを考えておられるかと思いたいます。そうであれば、誘導ができます。文字情報や絵柄情報よりも人が立っているほうが、もっと認知が早いと思いたいます。もしその点を考えておられなかったら、開店の3カ月ぐらいはそういう形で試行していただければ、いいかと思いたいます。

それから、先ほど自転車の話が出ていました。自転車交通は、悠々自適で走られる方や、スピードを出しておられる方もいます。速度の違いによる交通事故が心配されます。警備員さんとかが立たれるようになれば、やはり人が見ているという意識も働き、安全性が少し高まるかと思いたっています。

あと一つ、気になりましたのは、計画地の東側が広がっています。これは何か情報があるのですか。この白地があることにより、出入口の視認が妨げられることがあれば、これも道路交通にも関係し、渋滞にも関係してくるかと思いたいます。

○向山会長 東側の。

○若井委員 そこは白地になっています。

○事務局 今、ちょうど基礎工事しておられるんですけども、30階建てのマンションができる予定になっています。ちょっと出入口がどちら側につくかまでは、ちょっとまだ確認できてませんけども。敷地いっぱいには建てるんじゃないじゃなくて、ある程度全部控えて東側も北側も南側もある程度控えて建物建てるっていう形では聞いてますので、ちょっと資料の中にも入れさせていただいてる部分があるかと思いたいますけども。

○若井委員 セットバックされて建てられるのですね。

○事務局 そうですね、はい。

○若井委員 ある意味では見やすくなってきました。資料を見せていただいた範囲では、今、このあたりはマンションが建っている。恐らく徒歩と自転車の商圈を考えておられるかと思いたいます。逆に、徒歩や自転車以外の交通のほうが多いかもわかりません。そこで心配しますのは、地元とも協議されていると思いたいますが、交通安全性については、事後検証をしていた

できれば、よろしいかと思えます。

○向山会長 ありがとうございます。それでは騒音の問題を。

○翁長会長代理 騒音については、確かに昼間の基準値に対してわずか1デシベル低いというだけの値があらわれてるとか。あるいは、敷地境界での予測値は規制基準値と同じ値になってるとか、確かにそうなるんですけど予測値が一応基準値とどちらもあるんですけども収まっているということで、特に申し上げることはないといえますか。この予測計算とか一応チェックしてみましたので、恐らく正確にされてるということでした。

○向山会長 ありがとうございます。それでは、他にこの案件に関しまして、どうぞ。

○澤村委員 皆さんがほとんどおっしゃったので、ほとんどないんですけど。私もちょっとこの付帯意見の2のほうで、今30階建てのマンションが建つという話がちょうどありましたので、ここで建ってからこの住民さんとやっぱり何か交通の面とか、建って住み出しから何かこう起こるようなことはあるかもしれないので、その部分だけちょっとやはり、今皆さんのお話伺ってたら車よりも自転車だし、多分人と自転車がたくさん来て駅が近いというところで、やはりいろんな形で。これあれですか、分譲マンションですか賃貸ですか。

○事務局 分譲です。

○澤村委員 になると、なおのこと、そこはやっぱりお住まいになられる方との今後のこの2番部分についてちょっとまた、私が言うまでもないんですけどちょっと検討、お願いしときたいということだけです。以上です。

○向山会長 ほかは、特によろしゅうございますでしょうか。

それでは、幾つかの御指摘を頂戴いたしましたけれども、基本的には届け出は法の趣旨に沿ったものであって、指針を踏まえた内容であるというふうに判断ができるかと思えます。

したがって、審議会としましては、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの特段の意見は有しないという形にさせていただきたいと思えます。先ほどから出てます、付帯意見5点、幾つか指摘を受けておりますので、それも含めましてつけさせていただくという形で処理をさせていただきたいと思えます。よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○向山会長 ありがとうございます。それでは、そういう形で進めさせていただきます。

続きまして、2つ目の議事でございますが、南海ターミナルビルの変更に関する届け出内容等につきまして、説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局 それでは、南海ターミナルビルにつきまして説明させていただきます。

まず、済みません。初めに、資料の7ページのところなんですけども、敷地内駐車待ちスペースというところの表の下に注釈が書いてます。注釈の一つ目なんですけども、ピーク1時間に予想される来客のここ自転車となっておりますけども、自動車の間違いですので訂正のほう済みません、よろしくをお願いしたいと思います。翁長先生に指摘をいただきました。ありがとうございます。

それでは、南海ターミナルビルにつきまして、店舗面積等の変更について御説明させていただきます。

なんばの中心に位置します南海ターミナルビルは、南海電鉄なんば駅・高島屋・スイスホ

テル・なんばCITYなどの複数の主要施設からなる複合施設となります。今回、敷地西側の南海電鉄の本社機能を置いていた南海会館ビルを建てかえて、新たな都市機能を備えた複合ビル（仮称）新南海会館ビルとすることにより、南海ターミナルビル全体の店舗面積を増床するとして、関連する施設の配置に関する事項を変更する届け出がございました。

店舗面積は、108,988平方メートルから115,694平方メートルへ約6500平方メートルの増床となります。設置者は南海電気鉄道株式会社及び株式会社高島屋、小売業を行う者は株式会社高島屋他109店となっております。用途地域は商業地域、平成27年9月4日に届け出があり、変更年月日は平成30年9月の予定となっております。

敷地周辺の写真といたして、まず、建物北側の写真となります。

次に、建物東側の写真となります。

次に、建物西側の写真となります。

次に、こちらは北側から見た完成イメージ図となっております。

同じく、こちら西側から見た完成イメージ図となっております。

次に、こちらは（仮称）新南海会館ビルの用途構成イメージ図となっております。低階層は商業施設、高階層はオフィスゾーンとなっております。

次に、施設の配置に関する変更事項について、御説明をさせていただきます。

1点目に、駐車場について、ターミナルビル駐車場に239台、隔地のタイムズ難波立体駐車場に203台、同じく隔地のナンバモータープールに35台の合計477台で、今回の増床に伴い、新たに自動二輪車用として西口広場に24台設置されるという届け出になっております。ターミナルビル駐車場及び隔地駐車場の位置は、ごらんとおりとなっております。また、こちらは自動二輪車用の西口広場の位置となっております。

2点目に、駐輪場については、変更前は、高島屋新館2階の180台のみでしたが、変更後は、高島屋新館2階、東ビル2から4階、西口広場の3カ所の合計251台となり、うち26台が原付用となっております。原付用は、高島屋新館2階及び西口広場に設置されております。駐輪場の位置ですが、高島屋新館2階及び東ビルはごらんとおり建物東側となっております。また、西口広場は、建物西側となっております。

3点目に、荷さばき施設について、変更前は、南海ターミナルビル地下3階に965平方メートル、CITY南館1階に362平方メートル、高島屋新館地下2階に962平方メートルの合計2,289平方メートルですが、今回の増床で新たに（仮称）新南海会館ビル5階に638平方メートル設置され、変更後の合計は、2,927平方メートルとなっております。

4点目に、廃棄物等保管施設について、変更前は、南海ターミナルビル地下3階に84立方メートル、CITY南館1階に59立方メートル、高島屋新館地下2階に168立方メートルの合計311立方メートルを、変更後は、南海ターミナルビル地下3階に157立方メートル、CITY南館1階に59立方メートル、高島屋新館地下2階に168立方メートル、（仮称）新南海会館ビル地下2階に52立方メートルの合計436立方メートルを設置するとしています。

荷さばき施設及び廃棄物等保管施設の位置ですが、南海ターミナルビル地下3階の部分は

ごらんのとおりになっております。次に、高島屋新館地下2階、及び（仮称）新南海会館ビル地下2階の部分はごらんのとおりになっております。最後に、CITY南館1階の部分はごらんのとおりになっております。

次に、施設の配置に関する事項の変更点をまとめたものになります。

次に、届出書の添付書類の概要について申し上げます。主として販売する物品は、衣料品、日用品、食料品、雑貨等となっております。

駐車場における必要駐車台数についてですが、こちらは増床前の指針台数で、483台となっております。そして、こちらが増床後における指針台数で、513台となっております。増床による指針の必要駐車台数の増加分は、変更前の指針台数483台と変更後の指針台数513台の差分30台となりますが、現状の届出台数は477台ですが、現状の利用実績調査の結果、ピーク時の駐車台数は447台で、30台の余裕があることから、増床に伴う増加分の30台は、現状の届出台数の477台で収容可能となっております。また、来客の自動車の来退店経路はごらんのとおりになっております。

続いて、騒音関係でございますが、施設に設置される冷却塔、室外機等の稼働時間は、ごらんのとおりになっております。発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は店舗周囲3方向5地点に予測地点を設定しており、各地点の周辺写真はごらんのとおりになっております。

まず北側の予測地点A。

次に、東側の予測地点B。

同じく、東側の予測地点C。

次に、同じく東側の予測地点D。

最後に、西側の予測地点Eとなっております。

各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果、及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果はそれぞれ環境基準を満たしております。また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、規則基準を満たす結果となっております。

廃棄物関係につきましては、指針による廃棄物等の必要保管容量61.37立方メートルに対して、436立方メートルと十分な保管容量を確保しております。

最後に、本届け出に関する縦覧、住民等意見書の受け付け状況、及び本市意見案の検討状況について御説明をいたします。

届出書の縦覧及び住民等意見書の受け付けについて、平成27年9月18日から平成28年1月18日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。

なお、本届け出につきましては、本市関係局等で構成する大規模小売店舗立地法連絡会議におきまして、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元の別紙資料のとおり、市意見案につきましては「意見なし」との取りまとめを行っておりますが付帯意見案といたしまして、変更後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。

当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。

来客による自転車が近隣の道路上に放置されることを抑制する観点から、駐輪場の利用の効率性を高めるとともに、駐輪場の適切な管理を行うこととの意見の取りまとめを行っているところでございます。

以上で説明を終わります。

○向山会長　それでは、この南海ターミナルビルの案件に関しまして、御質問、御意見頂戴できればと思います。どうぞ。

○澤村委員　とりたててあれなんですけど、自転車、やっぱりここも自転車かなとちょっと思うんです。今現在でもやっぱり高島屋さんの周辺では自転車とまってる気がするんですよ。これだけまあ、面積広くなって来店客数もふえると思うんですけど、その辺のところはこの中では足りてますっていうふうに出てるんですけどっていうところで、やはりこの付帯意見の中に書いてますように交通安全の確保っていうところは必要なんじゃないかなと思いますけれども。現状でもという気はしてちょっとしてるので、はい。

○事務局　高島屋さんのところの駐輪場は有料の形で運営しておられて、先生おっしゃるとおり、このちょうど南のなんばの周辺というのは、駐輪対策がものすごく言われてる地域で、地域の商店街とか自治会さん含めてかなり対策、区役所も入って、あと建設局も入ってやっておられるのでかなりきれいにはなってきたと思います。状況としては、まだ現実いっぱいとめてはる部分もあろうかと思えますけども、そういう分では地域も協力してやっていただいている地域ではあります。特にここ東側のところの商店街さんとかが、ものすごくそういう駐輪対策をちゃんとしようという形で声上げていただいて、もう10年近くなると思います。なかなかやっぱり難しかったんですけど、区役所も協力してやるようになって、今の現状はあるかもしれませんが相当よくなってきてると、そういうふうに対策していこうという意識はかなり高まっているエリアになります。でも、引き続きやっていただけるような形でお願いはさせていただこうと思います。

○佐藤委員　今おっしゃった、高島屋さんの駐輪場は有料ですということでしたけど、こういう施設に設置されているのは無料ですよ。

○事務局　一定の時間内であれば無料になっているようですが、長時間利用される場合は課金されるような仕組みになっていたと思います。

○佐藤委員　付帯意見で駐輪場の利用効率を高めるともにっていうふうにかかれてるのは、駐輪場の必要台数は満たしてるけど、そこにとめないで放置なさる方がおられることのないようにという趣旨ですよ。

○事務局　そうですね。きっちり駐輪場の御案内でありますとか整理整頓、そういうものを徹底するのと料金の設定も工夫していただくということですね、はい。

○向山会長　ほかに、この件に関しましていかがでしょうか。では、若井先生。

○若井委員　今回、新南海会館ビルで増床の見込みがあるということです。先ほど、実績から30台余裕があるということでしたが、逆に増えるように思います。現在の本社ビルは、オフィスなどですが、今後、下に商業店舗、上にオフィスが入居し、上と下との二つの用途に分かれる。そうすると、かえって増えることが心配されます。それから、変更後の駐車場の数字を見ていますと、自動二輪車が増えて、24台になる。ということは、現在は、自動二輪車の駐車スペースはないということですか。この辺、以前の関係との流れがよくわからない。どうでしょうか。

○事務局　現地の方の確認をしましたところ、高島屋の2階駐輪場に原付がとめられるような形には数台はなっていたんですが、自動二輪車用は0台になっておりまして、今回、西口広場という場所に新しく設けていただくというところがございます。あと、自転車については東ビルというのを新しく今建築中でありまして、そちらの東ビルの2階から4階に相当たくさん駐輪場を設置することになっております。今回届出書の添付資料にもございますけれども、店舗用とは別に地域貢献的な意味合いで設置いただく分がございます。店舗用として届出いただいている駐輪場は251台ですが、施設全体で661台収容可能となっております。自動二輪車用も、小売店舗用としての届出台数は24台ですが、施設全体では25台確保するというところがございます。

○若井委員　それともう一つです。現状では、ターミナルビルの駐車場、タイムズ難波、ナンバモータープールと3カ所あります。現在、駐車場の案内システムは使われているのですか。と申しますのは、ここは、御堂筋の一番南にどんと突き当たり、国道26号に差しかかっています。そうすると、場合によっては、交通流を妨げることになる。タイムズの駐車場への行き先がわからない方がいる。そうすると、渋滞の原因にもなるかと思えます。その辺の運用は、どうなっているのでしょうか。いろいろ考えておられると思いますが、3カ所の駐車場、例えば、駐車場1が満車になれば駐車場2か、もしくは駐車場3のほうに行ってくださいと案内する。そういう通常の駐車場案内システム、簡単なものでいいですが、あれば、随分、道路交通が円滑に流れるかと思えます。その点について現状とこれからを、どのようにされるのでしょうかをお聞きします。

○事務局　ただいま、若井委員のほうから御質問ございました、駐車場の御案内につきましては、届出書の8ページのほうに案内の実施ということで誘導員の配置ですね。混雑時について周辺道路で案内をしたり、整理をしたりするということです。あと、事前の告知につきましてはインターネット、ホームページ上での御案内ということでお伺いしております。また、先ほど御質問いただいた駐車場の収容台数につきましては、今届け出台数は477台でございますが、実際に施設全体としての収容台数にはまだ余裕がございますターミナルビルは239台の届け出ですが、施設全体では462台あります。あと、ナンバモータープールは35台の届け出ですが、施設全体では200台となっております。その他にこのお届けいただいている駐車場以外にも特異日等の混雑が予想されるような祝祭日でありますとか、そういうときには別途臨時的な駐車場を運用されていますので、特に交通が混乱するようなことのないような対策はされているということでお伺いしております。

○若井委員　ただ、アクセス経路を間違えると混乱します。一方通行の道路もあります。要

は、素直に駐車場への案内を認知できなければ、目的の駐車場を行き越してしまい、ぐるぐる回ることになる。遠来の人とかが来られますと、どこへ行ったらいいか戸惑う。なんば駅の周りをぐるぐる回って、結局止められなかったということになる。その辺、うまく運用していただければ、意見はありません。そうでなければ、今後、そのような来訪者の迷いの事態を想定していただき、運営していただければと思います。

○向山会長　そのほか、いかがでございましょうか。特によろしいですか。

それでは、この案件に関しましても幾つかの御意見頂戴しましたが、届出上は法の趣旨に沿っておるものと判断できますし、指針を踏まえた内容になっているものと考えられますので、先の案件と同様に当審議会としては本件については特段の意見は有しないという形で処理をさせていただければと思っております。付帯意見につきましても先ほど説明の中にもございましたように、4点つけ加えさせていただくということにさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○向山会長　はい、ありがとうございます。それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思えます。

以上、2つの案件に関しまして、審議が終了いたしましたので、あとは市長に対する意見具申の文書をまとめた上で提出をすることになりますが、その内容につきましてはいつものとおりですけれども、事務局及び私のほうに御一任を頂戴できればと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

それではきょうは2件だけでしたので、すっきり終われそうですけれども、以上で議事が全て終了しましたので、審議会を閉会させていただきたく。ありがとうございました。

○事務局　会長どうもありがとうございました。

委員の皆様方には、本日はお忙しい中、まことにありがとうございました。

これもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

閉会　午後2時45分